



## 今月のテーマ 令和8年度税制改正大綱(一部)

昨年12月26日に令和8年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回は公表された内容のうち、中小企業の実務に影響を及ぼすと思われる項目をピックアップしてご紹介いたします。なお、下記の内容は執筆時において法案成立前である点をご了承ください。

### 1. 少額減価償却資産の特例の見直し

青色申告書を提出する中小企業者が、取得価額が30万円未満の減価償却資産を事業の用に供した場合、その取得価額に相当する金額が、その事業年度の損金(=費用)に算入されます。この特例について下表のような見直しが検討されています。なお少額減価償却資産の取得価額の合計額が年間300万円までが限度という点は変更ありません。

	改正前	改正後
従業員数	500人以下	400人以下
取得価額	30万円未満	40万円未満
適用期限	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで

※従業員数は事業年度終了の日において常時使用する人数

### 2. 適格請求書発行事業者に係る新たな経過措置

#### (1) 現行

令和5年10月1日からスタートした適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)に伴い、免税事業者から課税事業者に移行した事業者について、令和8年9月30日までの日が属する課税期間中は納付すべき消費税等の額を課税売上に係る消費税額等の2割とすることができる経過措置が設けられています。

#### (1) 改正

今回の税制改正において、納付すべき消費税額等の額を課税売上に係る消費税額等の3割にするとともに、経過措置の適用期限が令和10年まで延長される見込みです。ただし、この経過措置は個人事業主に限定されたものである点に注意が必要です。

### 3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

#### (1) 現行

令和5年10月1日からスタートした適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)に伴い、免税事業者等からの課税仕入れについて、課税仕入れに係る消費税額(以下、仕入税額)を計算する上で下記のようなルールが設けされました。なお令和6年10月1日以後に開始する課税期間においては、一の免税事業者から行う経過措置の適用対象となる課税仕入れは年間10億円以内という上限があります。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30までの期間は仕入税額の80%
- 令和8年10月1日から令和11年9月30までの期間は仕入税額の50%

#### (2) 改正

今回の税制改正において、経過措置の適用期間が2年間延長され、令和8年10月1日以降の仕入税額の計算が下記のように変更され、上限金額が年間1億円に引き下げられる見込みです。

- 令和8年10月1日から令和10年9月30までの期間は仕入税額の70%
- 令和10年10月1日から令和12年9月30までの期間は仕入税額の50%
- 令和12年10月1日から令和13年9月30までの期間は仕入税額の30%

